

# 西ヶ原まちづくり協議会ニュース

第32号 平成26年6月発行  
発行：西ヶ原まちづくり協議会



## ◆ 地域の皆様のご参加をお待ちしています！

まちづくり協議会では、よりよいまちづくりに向けて、『まちづくりのルール』についての勉強を行っています。  
どなたでも、お気軽にご参加頂けますので、地域の皆様のご参加をお待ちしています！！



## 第30回まちづくり協議会 開催のご案内

**日 付：平成26年6月24日（火曜日）**

**時 間：午後7時00分～午後8時30分頃まで**

**場 所：滝野川東区民センター 1階・会議室**

### [テーマ]

1. (仮称)西部つどい広場の工事について
2. 密集事業の状況（新たな児童遊園用地の確保等）
3. まちづくりのルールについて（住民アンケートの実施に向けた検討等）
4. その他（補助81号線沿道まちづくり等）

### まちづくり用地を探しています！



区では、密集事業を活用し、道路や公園・広場を整備するための用地を探しています。土地の売却等をお考えの方は、是非ご連絡ください。ご相談、ご質問だけでも結構ですので、裏面、まちづくり推進課までどうぞ。

# H26.2.18 第 29 回まちづくり協議会の報告

## ○防災生活道路 3 号線の整備及びそれに伴う西ヶ原小学校の改修工事について(区からの報告)

- 学校北側の防災生活道路 3 号線について、密集事業の計画に沿って学校側に約 1.5m 拡幅し、現在 3m 程度の幅員が 4.6m から 5.3m になります。引き続き、密集事業による幅員 6m への整備を図っていきます。
- 西ヶ原小学校については校舎建物は活かしつつ、外壁等の補修、給排水、電気、トイレの洋式化等の設備を更新し延命していく「リフレッシュ改修」を実施することが決まりました。
- 平成 26 年度に学校側と計画を詰めて、工事は 27 年度以降の実施となる予定です。学校を使用しながらの工事になるので、教育環境や児童の安全には十分に配慮しながら行います。

## ○まちづくりのルールについて(勉強会)

- 前回に引き続き、他地区の例を参考に、まちづくりのルールの導入による効果のイメージや西ヶ原地区のルールのあり方について意見交換しました。

(Q) 地区計画の導入の手順を教えてください。

(A) 計画案の説明会と縦覧を 2 回ほど行います。

(Q) 住民の意見を反映できるのですか。どのように反映していくのですか。

(A) 対象地区内全体へのアンケート等を行うことを考えています。

(Q) 住民の皆さんも色々な面で考えて、区にまとめてもらい、自治会等に持ち帰って検討したり、商店街等にもアプローチが必要ではないでしょうか。

(Q) 地区計画は住民にとってはメリットもあれば制限もある。地区計画の導入に持って行く盛り上がりを作る運動をする必要があると思います。

(A) 今後の策定の場合としては、もっと広く呼び掛け、輪を広げるという事は必要と考えています。関心を持って頂けるように、工夫していきます。

## ○その他：(仮称)西部つどい広場について

- 西ヶ原四丁目の(仮称)西部つどい広場は、平成 26 年度に工事を実施する予定です。

## ◆まちづくりのルールの勉強とは、何を勉強しているの？

勉強中  
の内容

建物を建てる場合の留意点等を、地域の皆さんが協力して守るルールとして定め、より安全で調和のとれたまちづくりにつなげる方法について勉強しています。今回は地域の皆さんの考えの確認方法などを検討します。

- 通風、採光、ゆとりを生む、壁面位置のルール

- 整った街並みを造り出す外壁や屋根の色、看板等のルール

- 災害時も安全な塀等のつくり方のルール

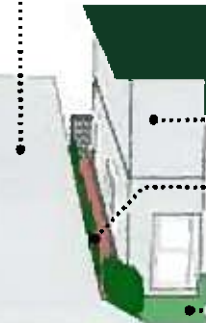


- 道路空間の確実な確保のためのルール

- 地区に相応しい用途を誘導するルール

- 生垣や緑化のルール

- 敷地の細分化を防止するルール



事務局連絡先：東京都北区まちづくり部 まちづくり推進課

TEL：03-3908-9154 FAX：03-3908-2244